

行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例など16議案を可決・同意・認定



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案16件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・同意・認定するとともに、諮問1件を適任としました。

また、議員提出議案1件が提出され、可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

例 法改正に伴う 条例の一部改正等

○行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

公職選挙法が改正され、市議会議員の選挙においても候補者の政策等について、有権者の知る機会を拡充するため、選挙運動用ビラの配布が可能となりました。また、条例で定めるところにより、ビラの作成について無料とすることができるとともに、条例の一部を改正するものです。

（主な質疑）

問 記載内容について、規制等はあるのか。また、配布の時期は。

答 選挙運動用ビラは、候補者が行う選挙運動の手段の一つであり、頒布に当たっては、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、住所を記載し、選挙管理委員会が交付する証紙を貼付しなければならないが、記載内容について特段の制限

はない。また、頒布の時期等については選挙運動期間中に限られ、新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会場内及び街頭演説の場所での頒布に限られる。

○行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（原案可決）

家庭的保育事業等の代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例の創設、家庭的保育事業における食事の提供の特例要件の追加及び食事の提供の経過期間の延長などを内容とする省令が公布、施行されたことに伴い、本市においても国の改正に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

（主な質疑）

問 食事の提供の特例について、食事の外部搬入は関連施設等からであったが、本改正では、民間企業からも搬入できることとなるという解釈でよいか。

答 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託

補正予算 補正総額 5億1699万円余り

○平成30年度行田市一般会計補正予算

（原案可決）

当初予算に計上した各種施策を効率的に推進するため事業の見直しを行い、その所要経費について追加措置するとともに、新たな事業実施のための予算を措置するものです。歳入歳出それぞれ5億1699万2千円を追加し、予算の総額を258億2861万2千円とするものです。

事業費関係では、農業費の土地改良費において、来年度、国・県の補助を受けて実施予定の用排水路整備事業に係る調査測量設計費を措置するもので、土木費では道路や排水路の維持補修及び新設改良において損傷の激しい箇所を修繕、あるいは新設に係る事業の見直しにより事業費の増加が見込まれることにより追加措置を講じるものです。また、大阪北部地震により、ブロック塀が倒壊した事件を受け、